六　再就職先の名称
七　再就職先の業務内容
八　再就職先における地位
九　求職の承認の有無
十　防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無
（防衛大臣の公表事項）
第八十七条の三十四　法第六十五条の十二第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　離職時の年齢
二　離職時の官職又は階級
三　離職日
四　再就職日
五　再就職先の名称
六　再就職先の業務内容
七　再就職先における地位
八　求職の承認を得た日
九　求職の承認の理由
（非常勤隊員等の退職管理の特例）
第八十七条の三十五　法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第百十八条第一項第七号並びに第百十八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）については、適用しない。
2　法第六十五条の二第一項の他の隊員には、非常勤隊員等を含まないものとする。
3　法第六十五条の四第十項及び第百十八条第一項第七号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とする。
第八十七条の三十六　法第六十五条の四第一項から第四項まで、第百十八条第一項第三号から第六号まで及び第百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。以下」とする。
2　次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。
一　法第六十五条の四第一項に規定する離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十三に規定するもの
二　法第六十五条の四第二項に規定する防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職として第八十七条の十四に規定するものに就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十五に規定するもの

第百十条中「刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員（以下「司法警察職員」という。）」を「司法警察職員」に改める。

第百二十六条の六第二項中「（昭和二十九年法律第百六十四号）」を削る。

（防衛省組織令の一部改正）
第二条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項第一号中「並びに」の下に「自衛隊法施行令第八十七条の十第一項及び第二項、」を加え、「及び」を「、」並びに」に改め、同項第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改める。

（防衛人事審議会令の一部改正）
第三条　防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表離職者就職審査分科会の項中「離職者就職審査分科会」を「再就職等監視分科会」に、「第六十二条第四項及び」を「第六十五条の三第三項及び第五項、第六十五条の四第六項及び第八項、第六十五条の六並びに第六十五条の七並びに」に改め、「並びに」の下に「自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の十第一項及び第二項、」を加え、「及び」を「、」並びに」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、再就職等監視分科会に属すべき委員は、隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び第七条第二項において同じ。）の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であって、かつ、隊員としての前歴（非常勤の隊員としての前歴を除く。）を有しない者である委員のうちから指名するものとする。

第七条第二項中「自衛隊法第二条第五項に規定する」を削る。

（再就職等監視委員会令の一部改正）
第四条　再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（その者としての前歴が委員長等の任命の欠格事由となる役職員又は自衛隊員としての前歴から除かれる者）」に改め、同条に次の一号を加える。

六　非常勤の自衛隊員

附　則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
防衛大臣　中谷　元

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　中谷　元